

相続人代表者指定届兼現所有者申告書

令和 年 月 日

東串良町長 殿

地方税法第9条の2第1項(施行令第2条第6項)の規定により、相続人の代表者及び町税条例第74条の3の規定により、下記の通り定めたので申告します。

届出人	住所	
	氏名	
	電話番号	

被相続人 (納税義務者)	死亡時の住(居)所			
	氏名		死亡年月日	
対象資産	別紙名寄帳(個人番号)のとおり			
相続人代表者兼現所有者	住(居)所	<input type="checkbox"/> 届出人に同じ		
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	氏名	<input type="checkbox"/> 届出人に同じ	電話番号	
			被相続人との続柄	
その他の相続人の氏名等	フリガナ	住(居)所	被相続人との続柄	生年月日
	氏名			

※相続人代表者とは、被相続人(死亡者)の資産に関して、その税の賦課徴収および還付に関する書類を受領するものであり、財産の相続等とは一切関係ありません。したがって、相続人代表者は被相続人のすべての資産が相続されるまでの納税の代表者で、現所有者は遺言などにより土地・家屋を所有することとなった方です。

※また、複数の者の中から、代表者を特定して記載した場合においても、納税義務は共有者全員が連帯して負っていることに変わり無く、代表者のみが負うものではありません。

令和 年 月 日

決裁欄	課長	課長補佐	係長	係

納付台帳処理		備考	
代納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
納組	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
送付先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
口座	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(記載例) 相続人代表者指定届出書

令和 〇年 〇月 〇日

東串良町長 殿

地方税法第9条の2第1項(施行令第2条第6項)の規定により、相続人の代表者及び町税条例第74条の3の規定により、下記の通り定めたので申告します。

届出人	住所	鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地
	氏名	役場 花子
	電話番号	0994-63-3131

被相続人 (納税義務者)	死亡時の住(居)所	鹿児島県肝属郡東串良町川西1234番地		
	氏名	役場 太郎	死亡年月日	令和 〇年 〇月 〇日
対象資産	別紙名寄帳(個人番号)のとおり			
相続人の代表者	住(居)所	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人に同じ		
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 3年 3月 3日
	氏名		電話番号	0994-63-3131
		<input checked="" type="checkbox"/> 届出人に同じ	被相続人との続柄	妻
その他の相続人の氏名等	フリガナ	住(居)所	被相続人との続柄	生年月日
	氏名			
	ヤクバ タロウ 役場 一郎	東京都千代田区霞が関1-1-1	長男	
	ヤクバ ジロウ 役場 次郎	鹿児島市鴨池新町2-2-2	次男	
	ヒガシクシラ ハナコ 東串良 花子	東串良町岩弘3-3-3	長女の子	

※相続人代表者とは、被相続人(死亡者)の資産に関して、その税の賦課徴収および還付に関する書類を受領するものであり、財産の相続等とは一切関係ありません。したがって、相続人代表者は被相続人のすべての資産が相続されるまでの納税の代表者で、現所有者は遺言などにより土地・家屋を所有することとなった方です。

※また、複数の者の中から、代表者を特定して記載した場合においても、納税義務は共有者全員が連帯して負っていることには変わりなく、代表者のみが負うものではありません。

令和 年 月 日

決裁欄	課長	課長補佐	係長	係

納付台帳処理		備考	
代納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
納組	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
送付先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
口座	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		